

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
21	福永 意人（1）	<p>1. 消費者教育の現状と拡充について</p> <p>昨年、全国の消費生活センター等に寄せられた消費生活相談件数は87万件に及び、その内容は子供によるオンラインゲームの高額課金から高齢者を狙った悪質商法まで多岐にわたる。消費者被害の手口はデジタル化の進展、電子商取引の拡大等により多様化かつ複雑化しており、近年では新型コロナウイルス感染症の影響による新たな生活様式の広がりや、成年年齢の引き下げ等、消費者を取り巻く環境が著しく変化する中で全世代的な消費者教育は急務となっている。</p> <p>本市では平成28年3月に富士市消費者教育推進計画が策定され、現在は令和5年度から令和8年度までを計画期間とした第3次富士市消費者教育推進計画において、「安心・安全な消費生活の確保」を目指して様々な施策が講じられている。しかし、本市の消費生活相談件数は年間約2000件で推移していることから、消費生活センターの機能強化、消費者教育人材の育成、関係機関との連携促進等を通じ、相談体制及び啓発活動における一層の拡充を図る必要性がある。</p> <p>そこで、以下6点について質問する。</p> <p>(1) 消費生活センターの消費生活相談窓口の役割を周知するためにどのような取組をしているか。</p> <p>(2) 令和2年11月に設置された消費者安全確保地域協議会と消費生活センターとの情報共有はどのように行われているか。また、これまで消費者被害の未然防止及び早期発見等につながる事例はあったか。</p> <p>(3) 高齢者・障害者本人及び高齢者・障害者を見守る方に対する消費者教育を展開する上で官民連携は推進されているか。</p> <p>(4) 消費生活センターは他部署とどのように連携して「安心・安全な消費生活の確保」を実現するのか。</p> <p>(5) 消費者教育の人材の育成・活用のための研修における受講生の活動実態はいかがか。また、富士市消費者運動連絡会の構成団体は地域の消費者教育においてどのような役割を果たしているか。</p> <p>(6) 消費者教育の拡充を図るために消費者教育コーディネーターを新たに配置してはどうか。</p>	市長 及び 担当部長